

令和 7 年 9 月 2 4 日 招 集

令和 7 年第 3 回本市議会定例会議案

山形県村山市

付 議 事 件 目 次

1	議第40号	令和6年度村山市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	4
2	議第41号	令和6年度村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて……………	5
3	議第42号	令和6年度村山市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について……………	6
4	議第43号	令和6年度村山市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について…	7
5	議第44号	令和6年度村山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて……………	8
6	議第45号	令和6年度村山市水道事業会計決算の認定について……………	9
7	議第46号	令和6年度村山市下水道事業会計決算の認定について……………	10
8	議第47号	村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例について……………	11
9	議第48号	村山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について……………	13
10	議第49号	村山市保育所設置条例の一部を改正する条例について……………	14
11	議第50号	村山市水道事業給水条例及び村山市下水道条例の一部を改正する条例 について……………	15
12	議第51号	令和7年度村山市一般会計補正予算（第4号）……………	別冊
13	議第52号	令和7年度村山市一般会計補正予算（第5号）……………	別冊
14	議第53号	令和7年度村山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
15	議第54号	財産の取得について……………	17
16	議第55号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	18

報 告

報第9号	損害賠償の額を定めることについての専決処分について……………	19
------	--------------------------------	----

以上別紙のとおり

令和7年9月24日 提 出

村山市長 志 布 隆 夫

議第40号

令和6年度村山市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度村山市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

議第41号

令和6年度村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

議第42号

令和6年度村山市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度村山市財産区特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

議第43号

令和6年度村山市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度村山市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

議第44号

令和6年度村山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度村山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

議第45号

令和6年度村山市水道事業会計決算の認定について

令和6年度村山市水道事業会計決算について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

議第46号

令和6年度村山市下水道事業会計決算の認定について

令和6年度村山市下水道事業会計決算について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

議第47号

村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年村山市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

第4条第4項中「による特定個人情報」の次に「による特定個人情報又は利用特定個人情報」を加える。

別表第1に次のように加える。

4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第2の1の項第3欄中「又は身体障害者福祉法」を「、身体障害者福祉法」に改め、「（以下「障害者関係情報」という。）」の次に「又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）」を加え、同表2の項第3欄中「又は生活保護法」を「、生活保護法」に、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、「（以下「生活保護関係情報」という。）」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表3の項第3欄中「又は高齢者の医療の確保に関

する法律」を「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律」に、「又は保険料」を「若しくは保険料」に、「又は療育」を「若しくは療育」に、「又は給付金」を「若しくは給付金」に、「又は国民年金法等の一部を改正する法律」を「若しくは国民年金法等の一部を改正する法律」に、「又は養育医療」を「若しくは養育医療」に、「又は特例給付」を「若しくは特例給付」に、「又は配偶者支援金」を「若しくは配偶者支援金」に改め、「村山市福祉医療費の支給に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表に次のように加える。

4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
------	---	------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

標準準拠システムの導入に伴い、個人番号の利用に係る独自利用事務について所要の改正を行うためこれを提案する。

議第48号

村山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

村山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（案）

村山市スポーツ施設条例(昭和55年村山市条例第6号)の一部を次のように改正する。
第2条の表に次のように加える。

(11) 最上川右岸グラウンド・ゴルフ場 村山市大字河島元塩川字ウラ1062番地1
休憩所

別表第6の次に次の1表を加える。

第7 最上川右岸グラウンド・ゴルフ場休憩所使用料

(1) 専用使用

区分	使用料(2時間につき)
一般	800円

(2) 普通使用

普通使用料	無料
-------	----

附 則

この条例は、令和7年10月16日から施行する。

提案理由

スポーツ施設として、新たに最上川右岸グラウンド・ゴルフ場休憩所を設置することに伴い、所要の改正を行うためこれを提案する。

議第49号

村山市保育所設置条例の一部を改正する条例について

村山市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）

村山市保育所設置条例(昭和31年村山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第6号及び第7号」を「第2条第6項及び第7項」に改める。

第2条の表村山市西郷認定こども園の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

西郷認定こども園を閉園することに伴い、所要の改正を行うためこれを提案する。

議第50号

村山市水道事業給水条例及び村山市下水道条例の一部を改正する条例
について

村山市水道事業給水条例及び村山市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

村山市水道事業給水条例及び村山市下水道条例の一部を改正する条例
(案)

(村山市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 村山市水道事業給水条例(平成25年村山市条例第9号)の一部を次のように改正
する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村
長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、
この限りでない。

(村山市下水道条例の一部改正)

第2条 村山市下水道条例(昭和62年村山市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「行つて」を「行つて」に改め、同項ただし書中「実施するときは」
を「実施するとき又は災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長若しく
は他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

上下水道設備工事を行うことができる事業者の要件を、災害その他非常の場合に限って緩和するためこれを提案する。

議第54号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

1 財産の表示

村山市中学校学習者用端末

2 取得価格

28,081,900円

3 取得の相手方

山形市薬師町二丁目18番1号

NTT東日本株式会社 山形支店

支店長 小 澤 一 仁

提案理由

村山市中学校学習者用端末を取得するにあたり、村山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当するためこれを提案する。

議第55号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

村山市河島山3番地43

田 中 実

昭和33年2月14日 生

提案理由

田中実委員は、令和7年12月31日に任期が満了するので、再度推薦するためこれを提案する。

報第9号

損害賠償の額を定めることについての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

専第7号

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年9月4日

村山市長 志 布 隆 夫

1 損害賠償の原因

令和7年5月11日、大字本飯田地内において、防火水槽の標識が強風に煽られて転倒し、相手方自宅車庫の外壁に損傷を与えたもの。

2 損害賠償の額及び条件

- (1) 村山市は相手方に対し、110,000円を支払う。
- (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないものとする。